

【6/14以降に「特に重点措置を講じる区域」から除外となる11市町の飲食店の方】

R3.6.11

飲食店時短要請協力金（第3期）金額算定に関するQ&A

【総括】

Q1 支給金額の考え方を教えてください。

A1 中小企業の場合「売上高方式」で計算

令和2年又は令和元年の1日当たり売上高によって、支給金額が変わってきます。

令和2年又は令和元年の1日当たり売上高の算出については、Q5を参照してください。

●具体例

以下のⅠ：6/1から6/13までの算出金額とⅡ：6/14から6/20までの算出金額の合計額が支給金額となります。

Ⅰ：6/1から6/13までの算出金額

- ①日額7万5000円以下 日額3万円×13日
②日額7万5000円超25万円以下 1日の売上高の4割×13日
（例）売上高10万円/日の場合
 $10万円 \times 0.4 \times 13日 = 52万円$
③日額25万円超 日額10万円×13日

Ⅱ：6/14から6/20までの算出金額

- ①日額8万3,333円以下 日額2.5万円×7日
②日額8万3,333円超25万円以下 1日の売上高の3割×7日
（例）売上高10万円/日の場合
 $10万円 \times 0.3 \times 7日 = 21万円$
③日額25万円超 日額7.5万円×7日

（例）1日あたり売上高が10万円のときの合計額

$$Ⅰ：10万円 \times 0.4 \times 13日 = 52万円$$

$$Ⅱ：10万円 \times 0.3 \times 7日 = 21万円$$

$$52万円 + 21万円 = \underline{73万円}が支給金額となります。$$

<参考> 協力金の算定方法

● 6月1日から6月13日までの金額

		令和2年又は令和元年の6月の1日あたりの売上高		
		～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日

大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業においても この方式を選択可	令和2年又は令和元年の6月の1日あたりの売上高と 令和3年6月の1日あたりの売上高を比較した 売上高減少額×0.4 (上限20万円)
---	--

○売上高方式【中小企業の場合】(6/1～6/13)

1店舗当たり協力金日額

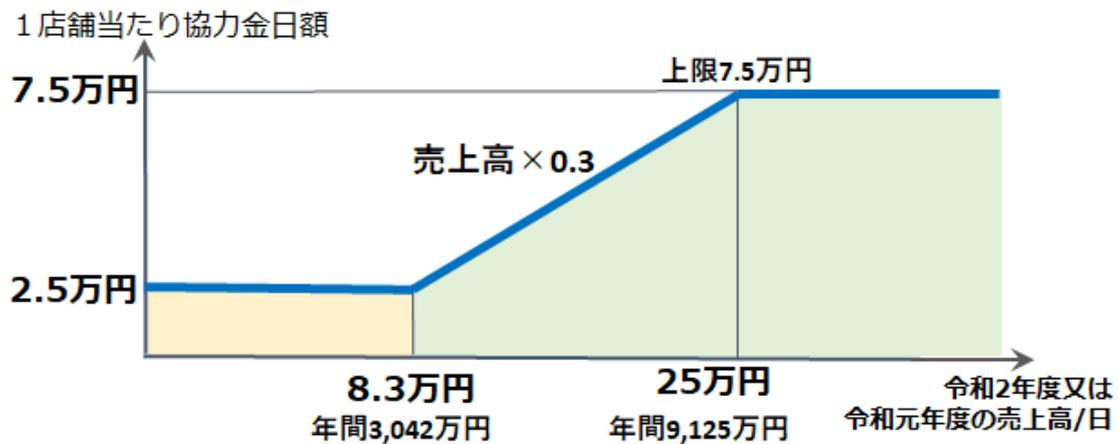


● 6月14日から6月20日までの金額

		令和2年又は令和元年の6月の1日あたりの売上高		
		～8.3万円	8.3～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日

大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業においてもこの方式を選択可	令和2年又は令和元年の6月の1日あたりの売上高と 令和3年6月の1日あたりの売上高を比較した 売上高減少額×0.4 (上限20万円または前年度もしくは前々年度の 1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額)
---	--

○売上高方式【中小企業の場合】(6/14~6/20)



【大企業】「売上高減少額方式」で計算 ※中小企業の場合、この方式も選択可
令和2年又は令和元年からの6月の1日当たり売上高減少額の4割が協力金の日額となります。

$$1日当たりの協力金額 = \text{令和2年又は令和元年からの6月の1日当たり売上高減少額} \times 0.4$$

※上限額(1日当たり) 20万円 (6/14以降は20万円又は令和2年度もしくは令和元年の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額)

●具体例

令和2年度6月：1日当たり売上高100万円

令和3年度6月：1日当たり売上高60万円

減少額：100万円－60万円＝40万円

支給額：40万円×0.4＝16万円

上限額：20万円

※「支給額」で算出した額が「上限額」を下回るため、16万円が支給額となる。

Q2 中小企業の場合、売上高を基準にする計算方式と、売上高減少額を基準にする計算方式の両方を選べるようになっているのはなぜか？また、どちらを使った方がいいのか？

A2 中小企業については、事業所ごとの売上減少額の算出が困難な場合が想定されることから、各店舗上限10万円／日の範囲内で、売上高の4割（3割）に相当する金額を協力金として支援する方法も選択ができるようになっており、中小企業の事務負担に配慮されたものとなっています。

売上高の減少幅が大きい場合など減少額方式の方が支給額が大きくなる場合がありますが、どちらの方式を用いるかはご自身で判断をお願いします。

Q3 協力金の金額は円単位で計算されるのか？

A3 1日あたりの売上高を千円単位に切り上げて算定します。

例：1日当たり売上高93,500円で、6/1～6/20を時短営業した場合

$(93,500円 \times 0.4) = 37,400円 \Rightarrow$ 千円単位切り上げ 38,000円

(6/1～6/13の部分) 38,000円 × 13日 = 494,000円

$(93,500円 \times 0.3) = 28,050円 \Rightarrow$ 千円単位切り上げ 29,000円

(6/14～6/20の部分) 29,000円 × 7日 = 203,000円

494,000円 + 203,000円 = 697,000円が支給金額

Q4 売上高は税抜と税込のどちらで計算するのか？

A4 税抜で計算してください。

【売上高方式に関するQ&A】

Q5 売上高方式の場合、1日当たりの売上高はどのように算出するのか？

A 5 令和2年度又は令和元年度の確定申告書の控えもしくは売上台帳等に記載された、6月分の売上高÷30日で算出してください。

Q 6 開業後1年を経過しておらず、前年度の売上高を計算できない場合、協力金の算定方法はどうか？

A 6 開店日から令和3年5月31日までの売上高を基準に日額を算定してください。
〔開店日からの売上高÷開店日からの日数〕で1日当たりの売上高を計算し、それを基に支給日額を算出してください。

●具体例

開店日：令和3年1月1日 → 令和3年4月25日までの日数＝115日

開店日から5月31日までの売上高：9,200,000円

1日当たりの売上高：9,200,000円÷115日＝80,000円

6/1～6/13の部分：80,000円×0.4×13日＝416,000円

6/14～6/20の部分：80,000円×0.3×7日＝168,000円

416,000円＋168,000円＝584,000円が支給金額

ただし、開店日が令和3年6月1日～6月20日である場合は、「時短協力日数×協力金の下限日額（売上高方式の場合30,000円（6/14以降は25,000円）、売上高減少方式の場合0円）」で計算します。

Q6-2 4月26日～5月31日の協力金を申請した開業後1年を経過していない店舗が、6月1日以降の時短要請期間について協力金を申請する場合、1日当たりの売上高は、開業日から何月何日のもので計算すればよいのか？5月31日までで計算すると、時短要請のかかっていた4月26日～5月31日を含むこととなるが。

A6-2 4月26日～5月8日の時短要請に関する協力金の算定時は、時短要請日の前日（4月25日）までの売上高で計算していましたが、同様の考え方で時短要請期間の売上高を含めると、申請者にとって不利になる場合がありますので、延長後の協力金についても、開店日から令和3年4月26日までの売上高を基準に日額を算定してください。

なお、確定申告書、売上台帳等については、前回の申請時に添付したものと同一ものを提出していただくこととなるため、添付を省略することができます。

Q 7 前年度は個人事業主だったものが法人成りをした場合、個人事業主の時の売上高を基準にすることはできるか？

A 7 事業の継続性が認められれば対象となります。
合併や事業承継などの場合も同様の扱いとなります。

【売上高減少額方式に関するQ&A】

Q 8 売上高減少額方式の場合の計算方法はどのようにするのか？

A 8 時短要請の対象となる店舗ごとに、以下の計算式で計算します。

1日当たりの売上高減少額＝

(令和2年又は令和元年の6月の売上高－令和3年6月の売上高) ÷ 30日

1日当たりの協力金額＝「1日当たりの売上高減少額」×0.4

Q 9 中小企業が売上高減少方式を利用した場合も、大企業と同様に上限20万円が適用されるのか？

A 9 中小企業であっても、売上高減少方式を利用して計算した場合、大企業と同様に上限額は、20万円が適用されます。

【その他】

Q 10 飲食店と他の店舗（デリバリー、テイクアウト等を含む）を併設している場合、飲食部門のみの売上高で計算するのか？

A 10 飲食部門のみの売上高で計算してください。デリバリーやテイクアウト部門の売り上げは除いてください。

Q 11 中小企業の場合、売上高方式と売上高減少方式のいずれかを選択可とのことだが、店舗ごとにどちらの計算方式を選ぶか分けてもよいのか？

A 11 店舗ごとに計算方式を分けていただいても結構です。

Q 12 申請には、どのような添付書類が必要か？

A 12 協力金の金額が、「前年度又は前々年度の売上高」か「前年度又は前々年度からの売上高減少額」に基づいて算定されるため、それらを証明する書類を添付していただきます。

具体的には、令和2年又は令和元年の確定申告書「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写し（個人事業主の場合は所得税の申告書B（第一表）の写し）、確定申告書と同じ年の6月分の売上台帳などの提出をお願いいたします。

Q13 いわゆるみなし大企業は、大企業として扱うのか？

A13 中小企業として扱いますので、売上高方式で計算してください。

Q14 4/26～5/11 実施分、5/12～5/31 実施分と今回で、金額の算定に違いはあるのか。

A14 算定方法に違いはありませんが、基準月が 4/26～5/11 実施分では 4 月及び 5 月、5/12～5/31 実施分では 5 月ですが、今回は 6 月が基準月になります。また、支給単価が 6 月 1 日から 6 月 13 日は 3～10 万円、6 月 14 日から 6 月 20 日は 2.5～7.5 万円となります。